

別紙様式 1

平成 27 年度 指定管理者運営状況点検・評価シート

対象施設名	旧吉野川流域下水道	施設所在地	板野郡松茂町豊岡字山ノ手 4 1
指定管理者名	公益財団法人徳島県建設技術センター	指定期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日
施設所管課	水・環境課	【連絡先】	088-621-2729

1 施設の概要

設置年月日	平成 21 年 4 月
設置目的	旧吉野川，今切川流域の 2 市 4 町（徳島市，鳴門市，松茂町，北島町，藍住町，板野町）における都市の健全な発達及び生活環境の向上に寄与し，あわせて公共用水域の水質の保全に資する。
施設内容	終末処理施設（旧吉野川浄化センター「アクアきらら月見が丘」）及び管路施設
利用料金等	-
開館日・休館日等	常時

2 指定管理者の業務

指定管理者の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場施設の運転監視</li> <li>・水質検査業務</li> <li>・産業廃棄物処分の実務及び確認</li> <li>・点検業務</li> <li>・処理場，マンホールポンプ及び幹線流量計設備等の専門的な保守点検</li> <li>・処理場等の小規模修繕</li> <li>・幹線流量計等の点検・清掃等</li> <li>・施設内の設備保安警備</li> <li>・処理場の見学者案内</li> <li>・その他，適正な維持管理を行うために必要な業務</li> </ul>
------------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員 4 名 非常勤職員 1 名 計 5 名
	公益財団法人徳島県建設技術センター本部 旧吉野川流域下水道駐在（5 名） ・業務責任者（1 名） ・業務主任者（1 名） ・技術者（3 名）

4 施設の利用状況

流入水量 ( m <sup>3</sup> )		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
	27 年度	87,629	85,051	89,048	105,167	94,365	94,174	89,098	91,379	99,137	87,742	87,356	91,521	1,101,667
	前年度	76,053	83,577	84,615	91,621	121,455	85,549	97,455	84,020	87,281	87,218	77,033	89,759	1,065,636
	前々年度	67,967	70,810	76,882	78,079	74,731	101,326	87,895	76,499	78,506	76,921	70,023	76,792	936,431

施設見学者数 ( 人 )		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
	27 年度					15	59	199		24				297
	前年度		1	15		16	31	27	11		9	90	38	238
	前々年度			15	27	9	118			79				248

## 5 収支の状況

(単位：千円)

項目		平成27年度	平成26年度(前年度)	平成25年度(前々年度)
収入	指定管理料	212,569	221,999	191,963
	利用料金収入			
	事業収入			
	その他			
	計	212,569	221,999	191,963
支出	人件費	37,501	40,205	39,633
	変動費	41,073	39,280	32,706
	維持管理費	141,372	103,455	72,378
	その他	10,268	13,925	14,586
	計	230,214	196,865	159,303
収支		17,645	25,134	32,660

## 6 コスト削減・サービス向上に関する取組状況

コスト削減の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札を実施し、委託費の削減に努めている。</li> <li>・送風機設備及びポンプ設備のこまめな運転管理により、消費電力の軽減を図っている。</li> <li>・施設内の日常清掃、敷地内の緑化・樹木の剪定、害虫の駆除、除草等、職員のできる作業は自ら実施しコスト削減を図っている。</li> <li>・空調温度の省エネ設定やこまめな消灯により、電気代の節減に取り組んでいる。</li> </ul>
サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の流入量や水質に応じたこまめな運転管理により、良質な放流水質が確保されている。</li> <li>・施設見学会の実施のほか、標語コンクールの実施、近隣小学校への出前講座、パネル展の開催や街頭キャンペーンの実施など積極的な普及・広報活動が行われており、またそれらの活動についてホームページを通して分かりやすい情報発信が行われている。</li> </ul>

## 7 自主事業の取組状況

自主事業取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連絡協議会(月見ヶ丘海浜公園運営協議会)への参加</li> <li>・周辺清掃活動</li> <li>・近隣小学校等への環境学習出前講座</li> <li>・下水道パネル展の開催</li> <li>・下水道の日街頭キャンペーンの実施</li> <li>・下水道標語コンクールの実施</li> <li>・公用車を「子ども110番の車」に指定</li> <li>・処理水による魚類の飼育展示</li> <li>・「下水道施設の維持管理に係る研修会」の開催</li> <li>・旧吉野川浄化センター施設見学会の実施</li> </ul>
----------	---

## 8 管理運営業務に係る点検・評価

項 目	評 価	点 検 結 果
利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・利用者ニーズの把握 ・利用者ニーズへの対応 ・施設の利用促進	A	・下水道の普及促進や接続促進に向けたパネル展や街頭キャンペーンを行うとともに、汚水処理に関する意識調査を実施し、利用者ニーズの把握に努めている。
自主事業 ・計画した自主事業の実施	A	・自主事業について、事業計画書どおり適切に実施されている。
適正な維持管理 ・施設の保守管理・修繕 ・年間作業計画に基づく適正な維持管理 ・備用品等の適正な管理	A	・管理運営業務計画書に基づき、適切に保守管理・修繕・維持管理が実施されている。また、日常の見回り等により故障や異常に速やかに対処している。 ・備用品は、適正に管理されている。
収支計画 ・収支計画の達成状況 ・コスト削減の状況 ・外部委託の状況	A	・競争入札の実施や、複数見積の徴収により、コスト削減が講じられている。
管理運営体制等 ・管理運営業務計画書 ・職員の配置、研修計画 ・諸規程の整備 ・モニタリングの実施状況	A	・管理運営業務計画書に基づき適切に管理運営が実施されている。 ・管理運営責任者、危険物の取扱いや下水道の運転管理等において法で定める有資格者が適正に配置されており、計画的な職員研修が実施されている。 ・基本協定書に基づき適正にセルフモニタリングが行われている。
職員体制 ・職員の労働条件	A	・職員の労働条件について、事業計画書に記載された条件(勤務時間等)での勤務がなされている。
地域への貢献 ・地元雇用の状況 ・地元企業への業務委託	A	・県内企業に発注できるものについては、県内企業に発注している。 ・県内企業で対応できない業務においては、委託業者に対して、浄化センターに勤務する職員についての地元雇用への配慮を要請している。(9名中7名が地元雇用)
地域との連携 ・地元団体等との連携	A	・地域連絡協議会へ参加し、地元自治会等との連携を強めている。 ・周辺道路の清掃活動や使用車両の「子ども110番の車」への登録など、地域貢献に尽力している。
安全管理 ・安全管理体制、事故防止体制 ・災害等発生時の対応体制 ・マニュアルの整備、職員教育 ・個人情報保護への適正対応	A	・地震、風水害、水質事故等緊急時対応のマニュアルを整備しているとともに、県と連携した業務継続計画が策定されている。また、緊急時に備えた連絡体制が整備されており、災害等発生時の対応訓練が実施されている。 ・職員は、順次、危険物の取扱いや安全管理に関する研修に参加している。 ・個人情報保護の要綱を整備し、職員に周知している。

項 目	評 価	点 検 結 果
環境への配慮 ・環境対策の状況	A	・「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」に準じた省エネの取組を実施している。（空調温度の省エネ設定，こまめな消灯，緑のカーテン設置など）
その他 ・関係法令の遵守状況 ・情報公開請求への対応体制	A	・関係法令を適切に遵守している。 ・情報公開については，県の制度に準じた要綱を整備し，それに基づいた体制がとられている。
総合評価	A	適正な管理が行われている。

評価指標 S：協定書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。  
A：概ね協定書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われている。  
B：協定書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫や努力が求められる。  
C：管理運営が適正に行われたとは認められず、改善を要する。

項目については、事業計画書と整合性をはかる。

## 9 その他（今後の課題及び対応等）

本県においては、下水処理施設の維持管理業務のほとんどが県外業者により行われており、県内企業が履行経験を得ることや技術者の育成をすることが困難な状況である。  
そのため、指定管理の期間内に、県内企業に処理場の維持管理業務の一部を行わせ、実務経験を積ませることで、下水道処理施設維持管理技術者と県内水処理企業の育成を図ることとしている。